

(様式2)
処分基準(不利益処分関係)

		担当課	水産課	検索番号	2 - 1
法令名	漁船法	根拠条項	7 - 1		
不利益処分	許可の取消し				
<p>(根拠規定) 漁船建造等許可の取消しに係る処分基準の一部改正について (平成14年4月1日付け水産第849号農林水産部長通達)</p> <p>(処分基準)</p> <p>【処分基準】</p> <p>漁船法第7条第1項の規定による許可の取消しについては、<u>漁船法第4条第1項又は第2項の許可を受けた者が漁船法第4条第6項に違反した場合において、違法性の程度、業務内容の改善のための取組状況、許可を取り消さなかったときの影響等を総合的に勘案して、許可を取り消すかどうかを判断する。</u></p>					